

【保管場所使用承諾証明書】の記載例

留意事項

- この書面は、自動車保管場所証明申請又は自動車保管場所届出に係る車庫が、他人所有の場合に作成するものです。
- 書面の発行にあたっては、保管場所の所有者または委託を受けた管理者の責任において記載してください。

保管場所使用承諾証明書									
保管場所の位置		千代田区霞ヶ関町2丁目3番4号 駐車場の名称 かすみ駐車場				警察署長提出用 駐車位置番号 第1号			
保管場所の使用者 (自動車の使用の本拠の位置欄と同じです)		住所 〒100-8929 千代田区霞ヶ関町1丁目2番3号 かすみ荘102号室	電話 03-3581-0110	使用者と契約者の関係 1 本店支店 2 親族 3 その他				保管場所の位置等 通常、自動車保管場所証明申請書の申請者欄又は自動車保管場所届出書の届出者欄に記載した内容と同じです。	
		氏名 日本太郎							
保管場所の契約者		住所 区 町 丁目 番 号 市	電話					使用者と契約者との関係 ○ 両者が同じ場合、保管場契約者の欄は、「上記に同じ」所と記載してください。 ○ 両者が異なる場合、車庫の所有者又は委託を受けた管理者の承諾を受け、該当する番号に○印を付けてください。 ○ 「3 その他」を選択する場合は、3に○印を付けると共に、両者の関係を簡潔してください。 (例) 「会社と社員」「親と子」「夫と妻」など	
		氏名 上記に同じ							
使用期間		○○年△月□日から ○○年△月□日まで				の(1 年 0 か月間) ○ 年 △ 月 □ 日			
駐車場の所有者 又は管理委託者	上記のとおり、自動車の保管場所としての使用を承諾したことを証明する。 〒 (100-8929) 住所 千代田区霞ヶ関2丁目3番4号 氏名 桜田三郎 電話 03(3581)1210 番								

保管場所の使用期間

通常、車庫の契約期間と一致します。

【保管場所所在図・配置図】の記載例

留意事項

- 次に該当する場合は、自動車保管場所証明申請書又は自動車保管場所届出書の「保管場所標章番号欄」に旧自動車の保管場所標章番号を記載することにより、「所在図」の記載を省略することができます。
 - ・「自動車の使用の本拠の位置」「自動車の保管場所の位置」のいずれも、旧自動車と変更がない。
 - ・自動車保管場所証明申請の場合は、申請の時点で旧自動車を保有している。軽自動車の自動車保管場所届出(新規)の場合は、届出の時点で旧自動車を保有しているか、または届出日の前15日以内に保有していた。
- 「自動車の本拠の位置」と「自動車の保管場所の位置」が同一の場合も「所在図」の記載を省略することができます。(平成23年7月19日から適用)
- 上記に該当する場合でも「配置図」の記載は省略できません。

